

## 氷見市行政改革推進市民懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 市の発展と市民サービスの一層の向上を目指して、市民の幅広い意見を反映した簡素で効率的な行政を推進するため、「氷見市行政改革推進市民懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について、意見又は助言を求める。

- (1) 行政改革の基本的な方針に関すること。
- (2) 行政改革の進捗状況に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関し、市長が意見又は助言を求める必要があると認める事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 市内の各種団体等の代表者
- (3) 市内の民間企業等の代表者
- (4) 市内の労働関係団体の代表者
- (5) 市民から公募した者

### (任期)

第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、市長が委員のうちから指名する。

- 2 会長は、懇話会の進行をつかさどる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要と認めるときは、関係者の出席その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第7条 懇話会に、専門の事項について意見又は助言を求めるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、市長が指名した委員で組織する。

3 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員のうちから市長が指名する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。